

地域型保育事業の認可基準【小規模保育事業】

項目	区分	国の基準(案)			柏市の基準(案)	
		A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)		
職員数・資格要件	保育従事者	従	保育士	保育士＋保育従事者 (保育士割合 1/2以上)	家庭的保育者 (＋家庭的保育補助者)	同左
	職員数		0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 } +1名	0～2歳児 3:1 (補助者有 5:2)	同左
居室の設備・面積基準	設備	参	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室			同左。ただし、保育室の設置は遊戯室の設置に優先するものとする。
	面積		0・1歳児 1人 3.3㎡ 2歳児 1人 1.98㎡	0～2歳児 1人 3.3㎡	同左	
屋外遊戯場の設備・面積基準	設備	参	屋外遊戯場(付近の代替地可)			同左
	面積		2歳児 1人 3.3㎡			同左
給食	給食	従	自園調理(調理業務の委託は可能) その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする			同左
	設備		調理設備			同左
	職員		調理員(調理業務の委託を行う場合、連携施設等からの搬入を行う場合は不要)			同左
耐火基準	耐火基準等	参	上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物) ※消火器等の消火器具、非常警報器具、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備(保育室等を2階以上に設置する場合)			同左

項目	区分	国の基準（案）			柏市の基準（案）
		A型 （分園型）	B型 （中間型）	C型 （グループ型）	
連携施設	従	連携施設の設定が必要（経過措置あり）			同左
連携内容	給食に関する支援	従	I 連携施設からの搬入の場合 ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応（離乳食、アレルギー児、体調不良児対応等） ※連携施設からの搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要		同左
			II 自園調理の場合 ・基本的には対応不要。 ・小規模保育の調理員の急な病休等で求めがある場合には、当該教育・保育施設の運営に支障のない範囲で協力する		
	嘱託医 （健康診断）		I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合 ・基本的には対応不要	同左	
			II 連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合 ・必要に応じ連携施設と合同で健康診断を行う		
	園庭開放		小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放する		同左
	合同保育		小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行う		同左
	後方支援		保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で協力		同左
	行事への参加		小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で協力		同左
卒園後の受け皿	3歳からの新規入園希望者と比較して優先的に入園させる（連携施設の設定・明示が必要）		同左		
嘱託医	従	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）			同左

区分欄の表記

従	従うべき基準
参	参酌すべき基準